平成２７年（フ）第２６０号
山梨県甲斐市篠原1624番地１　米山住宅　Ｅ号室
債務者　名取　　哲
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
山梨県甲斐市篠原1624番地１　米山住宅　Ｅ号室
債務者　名取英里奈
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
山梨県南アルプス市藤田2132番地　小野ハイツ８号
債務者　堀内　辰也
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
山梨県笛吹市石和町唐柏265番地５
債務者　奥山　真弓
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
山梨県甲府市荒川２丁目６番44号　シャンポール荒川202
債務者　堀内ヤス子
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ５街区１棟101号
債務者　高橋　武正
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９５号
名古屋市南区汐田町12番25号　あさひハイツ713号
債務者　市原　勝美
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４９号
三重県四日市市小杉町1310番地22
債務者　大橋　武士
１　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
三重県桑名市東正和台４丁目７番地７　オリエンス正和台Ａ棟101号
債務者　宮﨑　高志
１　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
三重県桑名市東正和台４丁目７番地７　オリエンス正和台Ａ棟101号
債務者　宮﨑　澄絵
１　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
兵庫県川西市湯山台２丁目10番地の９、前住所兵庫県川西市湯山台２丁目18番地の３
債務者　加地　　恵（旧姓岡本）
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
奈良市三条桧町１番12―Ａ101号
債務者　伊東　陽子（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２５５号
奈良県葛城市北花内294―３、住民票上の住所奈良県御所市大字東松本191番地の１
債務者　岡田　充世
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
奈良県大和高田市西三倉堂２丁目３番50―213号　ロイヤル高田
債務者　脇　　雅大
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
鳥取県西伯郡伯耆町久古1423番地１
債務者　山﨑　智美
１　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第７８４号
広島市西区観音町14番９―504号
債務者　木本真理子
１　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部